

子ども・子育て支援事業計画 変更計画（案）

（夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン第2章）

現 行	変 更 後
<p>(4) 地域子ども・子育て支援事業 P 6 7 ⑩ 養育支援訪問事業</p> <p>1) 事業内容 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>2) 現状 乳幼児健診や、こんにちは赤ちゃん事業等で把握した支援が必要な家庭については、保健師が訪問や電話相談等の対応をしています。 また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対しては、子ども総合相談センターが支援の進行管理や調整を行うとともに、相談員が中心となり相談に対応しています。</p> <p>3) 方向性 今後は、支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携を密にして適切な支援を行うとともに、家事援助等の支援についても検討を行っていきます。</p>	<p>(4) 地域子ども・子育て支援事業 P 6 7 ⑩ 養育支援訪問事業</p> <p>1) 事業内容 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>2) 現状 <u>平成29年度より養育支援訪問事業を開始。母子手帳配布や新生児訪問、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん事業、子育て支援拠点事業等で把握し、特に養育支援が必要であると判断した家庭について、市の保健師、助産師、保育士、相談員などが居宅を訪問し養育に関する指導、助言等（専門的相談支援）を実施しています。</u></p> <p>3) 方向性 <u>今後は、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援（育児家事援助）の実施に向け、民間の子育て支援団体と共に検討し、安心して産み育てられる環境づくりのため、産前・産後の支援の充実を図っていきます。</u></p>